

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
----	-----------	-------

※閣議決定された平成 20 年度税制改正の内容を反映したもの。正式決定は国会での議案可決後。

優遇内容		
法人税	変化なし (収益事業 34 業種に課税)	◎ 非本来事業の収益事業 34 業種に課税 ( ⇒ 本来事業はすべて非課税 )
利子等への源泉所得税	×課税	○非課税
みなし寄附の上限	△所得金額の 20%	○所得金額の 100%
登録免許税	○免除	○免除
(寄附者) 特定寄附金としての所得控除・ 損金算入の上限	○ 限度額 = (個人) 40% - 5,000 円 (法人) (資本金等 × 0.25% + 所得額 × 5%) × 1/2	○ 限度額 = (個人) 40% - 5,000 円 (法人) (資本金等 × 0.25% + 所得額 × 5%) × 1/2
(寄附者) 相続財産を贈与した場合の相続税	○	○
(寄附者) 譲渡所得等の課税 (含み益課税)	×課税	○非課税
更新等	再申請 (手続き中に途切れる可能性あり)	取り消されない限り継続

本来事業 (公益事業) の名称・要件・根拠法		
名称	「特定非営利活動」	「公益目的事業」
要件	非営利 × 別表 17 分野 × 不特定かつ多数のもの の利益	非営利 × 別表 22 目的 × 不特定かつ多数の者の利 益
根拠法	特定非営利活動促進法 (通称 NPO 法)	公益法人認定法

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
認定要件 (主なもの)		
※ 「実績判定期間において」とあるものを除き、毎事業年度ごとに (認定 NPO 法人については認定時も) 満たしている必要がある。 「実績判定期間」(認定 NPO 法人のみ) は、初回の申請では 2 事業年度、2 回目からは 5 事業年度。		
実績主義 / 計画主義	実績	計画 (申請時、以後は毎事業年度の実績)
申請可能時期	3 事業年度目以降	2008 年 12 月以降
算式その 1 (収入面)	実績判定期間において 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入額 > 1 / 5	
算式その 2 (支出面)	実績判定期間において 特定非営利活動に係る事業費 ÷ 総事業費 ≥ 80%	毎年 公益実施費用額 ÷ (公益実施費用額 + 収益等事実 施費用額 + 管理運営費用額) ≥ 50%
算式その 3 (支出面)	実績判定期間において 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業 費に充てた額 ÷ 受入寄附金総額 ≥ 70%	遊休財産が公益目的事業実施費用額を超えない ただし、以下のものは遊休財産には含まれない。 一 公益目的保有財産 二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他 の業務又は活動の用に供する財産 三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てる ために保有する資金 (当該特定の財産の取得に要する支出 の額の最低額に達するまでの資金に限る。) 四 特定費用準備資金 (積立限度額に達するまでの資金に 限る。) 五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財 産 (当該財産を処分することによって取得した財産を含 む。次号において同じ。) であって、当該財産を交付した

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
		者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの 六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金
算式その 4 (支出面)	実績判定期間において 事業活動において共益事業（名簿搭載者・特定者対象事業）の占める割合 < 50%	
算式その 5 (組織面)	役員のうち親族等・特定法人等の役員若しくは使用人で構成する最も大きなグループの人数 ÷ 役員の数 ≤ 1 / 3	役員のうち親族・他の同一の団体の理事又は使用人である者、これに準じる者 ÷ 役員の数 ≤ 1 / 3
会計監査	会計監査人の設置又は青色申告	会計監査人の設置 ただし、収益・損失が 1000 億円未満で負債が 50 億円未満ならばこの限りでない。
監事	(NPO 法) 必置 (1 名以上)	必置 (1 名以上)
事業活動等	①宗教活動、政治活動、選挙運動をしていない。 ②役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした者等に寄附を行っていない。 ③助成金支給の実績報告書を国税庁に提出 ④海外送金時 (200 万円超の場合) は国税庁への報告	①公益目的事業を営むのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する ②社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該法人の関係者に対して特別の利益を与えない。 ③株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものに寄附その他の特別の利益を与えない。

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
	<p>(NPO 法)</p> <p>⑤ 役員のうち報酬を受け取る者の数が、役員総数の 3分の1 以下。</p>	<p>④ 投機的取引、利息制限法を超える利率での貸し付け、性風俗関連特殊営業を行わない。</p> <p>⑤ 公益目的事業について収入 ≤ 適正な費用 ただし、特定費用準備資金への積み立ても費用として算入できる見込み。</p> <p>⑥ 役員への報酬等が不当に高額でない</p> <p>⑦ 他の団体を実質支配できる株式等を保有していない</p> <p>⑧ 残余財産は国、地方公共団体、公益法人等へ贈与する旨定款で定めている</p>
<p>情報公開 (提出書類の提出先官庁での公開を含む)</p>	<p>① 特活法 29 条第 1 項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等</p> <p>② 役員報酬又は従業員の給与の支給に関する規程</p> <p>③ 助成金報告書、海外送金の内容</p> <p>④ 財務省令で定める事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</li> <li>・ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</li> <li>・ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</li> </ul>	<p>① 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類</p> <p>② 財産目録、役員等名簿、役員等の報酬等の支給の基準、キャッシュ・フロー計算書 (会計監査人を設置しなくてもいい場合は作成は任意)、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>③ 定款、社員名簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、付属明細書、(監査報告または会計監査報告)</p>

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
	<p>取引金額上位 5 位の取引 役員等との取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業年度における寄付金の合計額が 20 万円以上である役員、社員又はこれらの親族等の氏名・住所・金額・日付</li> <li>・給与を得た従業員の総数と給与総額</li> <li>・報酬又は給与を得た役員又は従業員（社員又は役員・社員の親族である者）の氏名及び金額</li> <li>・支出した寄付金の額と相手先・日付</li> </ul> <p>⑤寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>※注記： 寄付者の名簿は税務署に提出するが、一般への情報公開の対象にはなっていない。</p>	
不正行為等	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない	

欠格事由		
	<p>(NPO法) 次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防</p>	<p>一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 公益法人が公益認定を取り消された場合</p>

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
	<p>止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>二 破産者で復権を得ないもの</li> <li>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</li> <li>四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処</li> </ul>	<p>において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行</p>

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
	<p>罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>五 暴力団の構成員等</p> <p>六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者</p>	<p>を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）</p> <p>二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの</p> <p>四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの</p> <p>五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの</p> <p>六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p>
その他		

## 認定 NPO 法人と新公益法人の比較表

事項	認定 NPO 法人	新公益法人
出資金にあたる制度 (債務だが貸借対照表で負債にな らずに純資産となるもの)	×なし	○一般社団法人の基金制度